

宇都宮大学教育学部教育実践紀要 第3号 2017年8月1日

フランスの小学校課外活動における食育の実施[†]

上原 秀一*・大森 玲子**・久保 元芳*

宇都宮大学教育学部*

宇都宮大学地域デザイン科学部**

フランスの小学校では、2014年度以降、課外活動で食育を実施する動きが広がっている。背景には、2013年7月に制定された「学校再建基本計画法（ペイヨン法）」に基づく課外活動の充実と、2014年10月に制定された「農業、食料及び森林の将来のための法律（LAAF法）」に基づく食育の推奨がある。2008年に導入された小学校週四日制は、小学生の過重な学習負担を招く結果となった。このため、2013年度からは、小学校週五日制が復活した。これに伴い、ペイヨン法には、各地域の特性を活かして課外活動の充実を図る仕組み（PEDT）が盛り込まれた。LAAF法には、PEDTの仕組みを使って食育の推奨を図る規定が盛り込まれた。

キーワード：食育、フランス、ペイヨン法、LAAF法

1. 小学校の課外活動における食育

フランスでは、2001年に、栄養改善と食品安全のための学校給食の全面的な見直しが行われ、その一環として栄養・味覚教育も学校教育に導入された。その後、児童生徒の肥満問題が深刻化する中、栄養・味覚教育は、2003年の「健康教育5か年計画」の中に位置づけられた。現在は、2011年の国民教育省通達に示された基本方針に従い、健康教育の七つの優先課題のうちの一つとして、栄養・味覚教育が学校現場で実施されている（上原・大森・久保2014を参照）。

さらに近年では、2014年度以降、小学校の課外活動（activités périscolaires）において食育（l'éducation à l'alimentation）を実施する動きが広がっている。フランスの小学校では、国家公務員である教員が正規の教育課程の指導を担うことで、国が全国共通の教育内容を保障する仕組みが取られている。一方、課外活動については、地方公共団体の

主導の下に、各地域の特性を活かした教育活動が行われることとなっている。こうした課外活動の枠組みにおいて、食育の充実が図られているのである。国民教育省は、補助金を通じて地方公共団体による課外活動の充実を支援する一方、農業省と連携しながら、食育教材に関する情報の提供を行っている。本稿は、このようなフランスの小学校課外活動における食育の実施について、その背景を明らかにしようとするものである。

2. 小学生の「学習リズム」の見直し

フランスの小学校では、伝統的に水曜日と日曜日を休日とする学校週五日制が行われていたが、勤労者の土日週休二日制が定着する中、2008年には、世界的にも例を見ない小学校週四日制が導入された（注1）。小学校の授業時間数は週24時間と定められており、従来はこれを五日（月火木金の終日と土曜の半日）で行っていた。学校週四日制においても、週当たり授業時数は削減されなかった。このため、小学生の過重な学習負担を招く結果となった。フランスでは、「学習リズム（rythme scolaire）」という言葉で、児童生徒の健康状態や集中力に合わせた授業時間編成を工夫する習わしであったが、今回も「学習リズム」の見直しが必要であると指摘されるようになった。

このため、政府は、2013年度から小学校週五日

[†] Shuichi UEHARA*, Reiko OHMORI** and Motoyoshi KUBO*: Food Education in French School Extracurricular Activities.

Keywords : Food Education, France, Loi Peillon, Loi LAAF

* School of Education, Utsunomiya University

** School of Regional Design, Utsunomiya University

(連絡先：suehara@cc.utsunomiya-u.ac.jp 上原秀一)

制を復活させた。すなわち、2013年1月24日、「幼稚園及び小学校における日課の組織に関する政令第2013-77号」(Décret n° 2013-77 du 24 janvier 2013 relatif à l'organisation du temps scolaire dans les écoles maternelles et élémentaires)を制定し、小学生の「学習リズム」について、次のように定めたのである(教育法典第D.521-10条から第D.521-13条までの改正)。

- ・幼稚園・小学校の授業時数は、週24時間とし、これを4日半(9回の半日)で実施する。
- ・授業は、月火木金及び水曜午前で実施する。1日の授業時数は、5時間半を超えないものとする。半日の授業時数は、3時間半を超えないものとする。
- ・昼休みは、1時間半を下回らないものとする。
- ・授業時間の編成は、国民教育省の出先機関が監督する。
- ・幼児児童の在校時間中には、各地で定める規則に基づき、少人数集団による補習や課外活動を行うものとする。

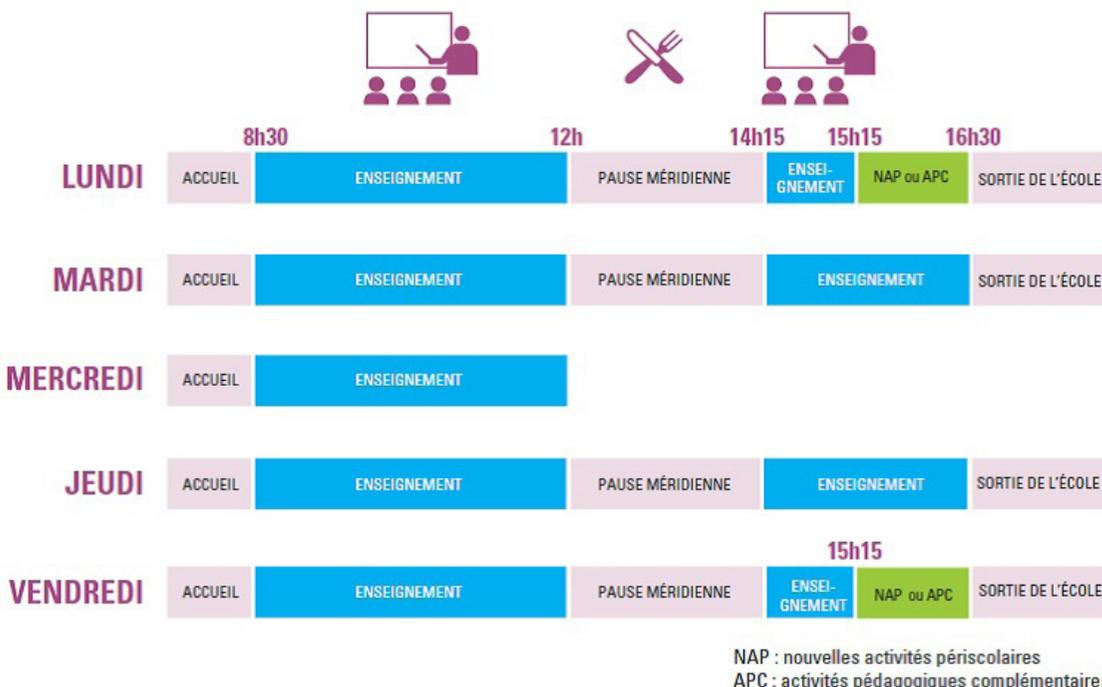
フランスの幼稚園・小学校には、市町村が運営する学童保育(Centre de loisir)が併設されることが多い。授業時間は、国家公務員である教員が教育活

動の責任を負っているが、それ以外は給食を含めて市町村の責任とされている。このため、授業時間を含む在校時間全体の組織は、市町村単位で定めることとされた。この中で、各市町村の特色を活かした課外活動を、後述する「地域教育プロジェクト(PEDT)」の枠組みで組織することとしたのである。

国民教育省は、2014年11月、「幼稚園・小学校における学習リズムの実践ガイド」(MEN 2014)を取りまとめて公表した。9の市町村における在校時間編成の例を示している。

例えば、人口1万人の小規模市町村では、図のような在校時間編成が行われているという(MEN 2014: pp.39-40)。

すなわち、月曜日(lundi)から金曜日(vendredi)まで毎日、登校時間(accueil)を8時30分としている。月火木金は、下校時間(sortie de l'école)を16時30分としている。毎日、午前中に3時間半の授業(enseignement)を行う。月火木金は、12時から14時15分までの2時間15分を昼休み(pause méridienne)としている(一般に、フランスの小学校では、昼休みに自宅に戻って昼食を取ることもできる)。月曜と金曜は、14時15分から15時15分まで1時間の授業を行う。火曜と木曜は、14時15分から16時30分



図：小規模市町村における幼稚園・小学校の在校時間編成の例

まで2時間15分の授業を行う。月曜と金曜の15時15分から16時30分までの1時間15分を課外活動(nouvelles activités périscolaires, NAP) 又は補習(activités pédagogiques complémentaires, APC)に当てている。

この市町村においては、課外活動は、地域のスポーツ団体や文化団体、保護者団体、初等教育スポーツ連盟(USEP)、そして教員のボランティアによって担われている。児童は、提供される様々な活動の中から選択して参加する。スポーツ、工作、文化活動、音楽、環境保護、食育関連活動、コンピュータといった活動が提供されているという。また、授業の補習を受けたり、休憩の時間(昼寝、リラクゼーションなど)としたりすることもできる。

3. 各地域の特性を活かした課外活動の充実

2013年7月8日には、「学校再建基本計画法(通称ペイヨン法)」(Loi n° 2013-595 du 8 juillet 2013 d'orientation et de programmation pour la refondation de l'école de la République)が制定された。同法は、第66条において、教育法典第L.551-1条を改正し、課外活動について、次のように定めた。

「第L.551-1条 課外活動(activités périscolaires)は、国民教育に関する公役務に連なるものであり、この公役務と相補的に、地域教育プロジェクト(projet éducatif territorial)の枠組みにおいて組織することができる。地域教育プロジェクトは、国民教育省が所管する地方部局及び学校に、他省庁に属する行政組織、地方公共団体、民間団体、財団その他の組織を連携させるものである。ただし、地域教育プロジェクトは、国が定める教育活動に代わるものではない。地域教育プロジェクトの策定及び実施は、運営委員会(un comité de pilotage)が行うものとする。

2 地域教育プロジェクトは、児童生徒の自由時間において、文化、スポーツ及び新たな情報通信技術に関する実践及び活動への平等な接近を促進すること等を目的とする。学校は、自由選択の課外活動を組織する際には、家庭の経済状況が児童生徒を差別する要因とならないように注意するものとする。」

この規定により、学校の課外活動は、新たに「国民

教育に関する公役務に連なるもの」と位置づけられ、「この公役務と相補的に」組織されることとなった。すなわち、学校の課外活動は、国民教育省が担う「公役務(service public)」そのものではないものの、国民教育省と緊密に連携しながら、他省庁や地方公共団体、民間団体、財団などが学校で行う教育活動と定められたのである。そのための枠組みとして新たに導入された仕組みが「地域教育プロジェクト」(projet éducatif territorial, PEDT)である。

地域教育プロジェクトは、学校の正規の授業時間外に設置者である地方公共団体を中心に行われる教育活動であり、国民教育省は、このために地方公共団体に補助金を交付することとなっている。小学校では、週当たり授業時数は24時間と定められているが、児童の在校時間からこの24時間を除いた部分は、国家公務員である教員の管理外で行う教育活動となる。地方公共団体又はその委託を受けた民間団体等が実施主体となって教育活動を行う。

4. 農業省との連携による食育の取組

(1) LAAF法の制定

その後、2014年10月13日には、「農業、食料及び森林の将来のための法律(通称LAAF法)」(Loi n° 2014-1170 du 13 octobre 2014 d'avenir pour l'agriculture, l'alimentation et la forêt)が制定された(原田2015を参照)。同法は、第40条において、教育法典第L.312-17-3条を新設し、小学校課外活動における食育について、次のように定めた。

「第L.312-17-3条 公衆衛生法典第L.3231-1条に定める国民栄養健康計画(PNNS)及び農村法典第L.1条に定める全国食品計画(PNA)の基本方針に合致した、食品及び食品浪費対策に関する情報提供及び教育(une information et une éducation à l'alimentation et à la lutte contre le gaspillage alimentaire)は、幼稚園及び小学校において、正規の教育課程の枠組み又は本法典第L.551-1条に定める地域教育プロジェクト(PEDT)の枠組みで実施する。」(注2)

この規定によって、幼稚園と小学校の課外活動における食育について、明確な法的根拠が与えられた。

「国民栄養健康計画(le programme national relatif à la nutrition et à la santé, PNNS)」とは、

栄養状態の改善を通じて国民の健康増進を図るために、厚生省を中心に政府全体で取り組む5か年計画である。2001年1月からの2次にわたる5か年計画を経て、2011～2015年には第3次5か年計画が実施された。また、「全国食品計画 (le programme national pour l'alimentation, PNA)」とは、農業省を中心に政府全体で取り組む食品・栄養政策で、2011年2月に策定された。この計画は、「食と食文化に関わるあらゆる問題に総合的に取り組む公的な行動」を目標とするものである。この法改正によって、小学校の地域教育プロジェクト (PEDT) の枠組みにおいて、厚生省中心の健康増進政策と農業省中心の食品・栄養政策に関する教育を「食育 (l'éducation à l'alimentation)」として実施する法的根拠が与えられることとなった。

(2) 国民教育省による教材情報の提供

ヴァロー＝ベルカセム国民教育大臣は、2015年2月24日、ルフォル農業大臣とともに、国際農業展 (Salon international de l'Agriculture) を訪れ、LAAF法に基づく食育の重要性を強調し、2015年度より両省が連携して食育に関する教材を収集・提供すると発表した (MEN 2015)。

これ以降、国民教育省の教材情報提供サイト「éduscol」には、「Education à l'alimentation」というコーナー (http://eduscol.education.fr/pid_32788/education-a-l-alimentation.html) が設けられ、学校向けの教材情報提供に活用されている (2017年3月31日アクセス)。ここには、各省や民間団体が作成した食育教材が多数紹介されている。例えば、旧ラングドック＝ルシヨン地域圏で実施された「味覚教室 (les classes du goût)」の取組などが紹介されている。「味覚教室」は、1975年にジャック・ピユイゼが創始した味覚教育の方法であり、我が国でも広く注目を集めている。

注

1. フランスの小学校では、伝統的に水曜日と日曜日を休みとする学校週五日制が行われていた。水曜日の休みは、学校外における宗教教育の機会を保障するために設けられていた。しかし、宗教教育の機会としての意義が弱まると同時に、勤労者の土日週休二日制が普及する中、親とともに子供も土曜日を休日とする社会的ニーズが生じてき

た。このため、2008年に月火木金の完全学校週四日制が導入されたのである。完全学校週四日制は、世界的にも例を見ない制度であった。

2. 下線部は、「食品浪費対策に関する2016年2月11日法律第2016-138号」(Loi n° 2016-138 du 11 février 2016 relative à la lutte contre le gaspillage alimentaire) の第3条による改正で追加された。

参考文献

上原秀一・大森玲子・久保元芳 (2014) 「フランスの学校健康教育における栄養・味覚教育」『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』第37号、165～172頁。

原田純孝 (2015) 「フランスの農業・農地政策の新たな展開——「農業、食料及び森林の将来のための法律」の概要——」『土地と農業』第45号、45～65頁。

MEN (Ministère de l'éducation nationale) (2014) «Guide pratique des rythmes à l'école : Créer les conditions pour la réussite de tous les élèves, Édition 2014/2015» (http://cache.media.education.gouv.fr/file/02_Fevrier/52/9/2013_rythmesco_guidel_elus_bdef_240529.pdf) 2017年3月31日アクセス。

MEN (2015) «Communiqué de presse 24/02/2015 : Najat Vallaud-Belkacem et Stéphane Le Foll ont réaffirmé l'importance de l'éducation à l'alimentation des jeunes», (<http://www.education.gouv.fr/cid86551/najat-vallaud-belkacem-et-stephane-le-foll-ont-reaffirme-l-importance-de-l-education-a-l-alimentation-des-jeunes.html>) 2017年3月31日アクセス。

本稿は、宇都宮大学平成26年度異分野融合研究助成による研究成果の一部である。

平成29年3月31日 受理